

平成 22 年 3 月 9 日

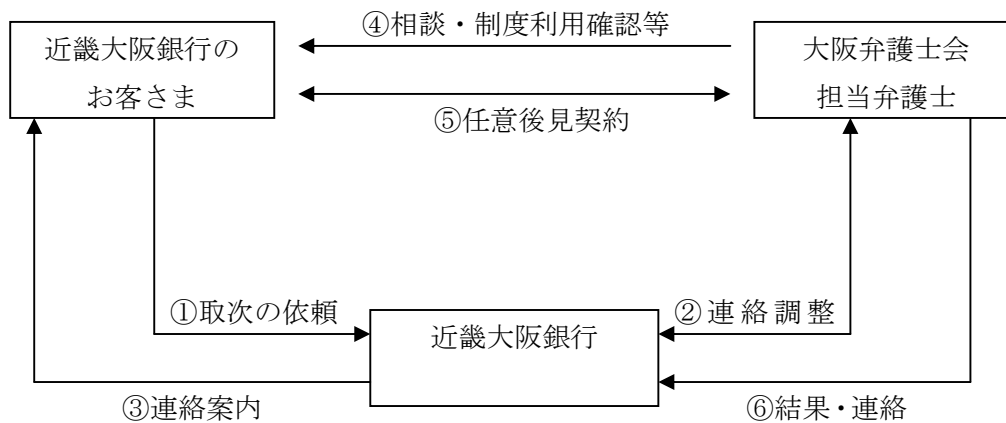
各位

株式会社 近畿大阪銀行

大阪弁護士会との『成年後見制度取次ぎサービス』の取扱い開始について

りそなグループの近畿大阪銀行（社長 桔梗 芳人）は、大阪弁護士会（会長 畑 守人）と成年後見制度に関するご相談・ご利用を希望される近畿大阪銀行のお客さまを大阪弁護士会に紹介する「成年後見制度取次ぎサービス」の協定を締結し、平成 22 年 3 月 10 日（水）より取扱いを開始いたします。

【しくみ】



- ① 近畿大阪銀行は、お客さまから成年後見制度に関するご相談・ご利用に関し、大阪弁護士会への紹介依頼を受付けます。
- ② 近畿大阪銀行は、大阪弁護士会へ連絡し、大阪弁護士会は、成年後見被推薦者名簿登録者かつ大阪弁護士会高齢者・障害者総合支援センターが実施する任意後見制度研修を受講した所属弁護士から担当弁護士を決定し、近畿大阪銀行へ担当弁護士を通知します。
- ③ 近畿大阪銀行は、担当弁護士をお客さまへ紹介し、お客さまの同意を得ている場合には、担当弁護士との相談日の調整を行います。
- ④ 担当弁護士は、お客さまに成年後見制度の概要、任意後見契約の内容等を説明します。
- ⑤ お客さまと担当弁護士の間で任意後見契約を締結します。
- ⑥ 大阪弁護士会は、利用結果を近畿大阪銀行に報告します。

大阪弁護士会との成年後見制度取次ぎサービスの概要

対象店舗	近畿大阪銀行の大阪府下店舗
内容	成年後見制度についての相談、利用を希望されるお客さまのご紹介
取扱開始日	平成 22 年 3 月 10 日（水）

協定締結の主な目的

- 少子高齢化の進展する中、ご自身が認知症等になられた場合に備え、将来どのように暮らしたいか、誰に支援して欲しいかを成年後見制度で事前に決めておくことができ、お客さまの将来への不安に対するお手伝いができます。
- 最近では、親族以外の第三者に成年後見人を依頼されるケースが増加しており、法務面に関するご相談等を含め、弁護士を成年後見人に選任したいというニーズも高いと想定し、大阪弁護士会と協定を締結することとしました。

近畿大阪銀行では、「問題解決力のある信金モデル」を標榜し、お客さまの課題解決に取り組んでおります。今後も引き続き、地域のお客さまとのフェイストゥフェイスの関係を第一に、地域やお客さまに信頼され、必要とされる金融機関となるよう努めてまいります。

以上